特定事業所集中減算の流れ

山口市

① 特定事業所集中減算届出書（様式１、様式２）の作成

すべての指定居宅介護支援事業所は、毎年度２回（前期・後期）、様式１、様式２に必要事項を記載し、８０％を超えているか否かの確認を行います。

前期　判定期間･･･３月１日から８月末日　**報告期限･･･９月１５日**

後期　判定期間･･･９月１日から２月末日　**報告期限･･･３月１５日**

② ８０％を超えている場合

② ８０％を超えていない場合

減算の対象外

市への報告は不要

事業所で書類を保存

注意：判定期間前６ヶ月の間に新規指定された事業所は提出が必要です

③ 正当な理由により８０％を超えたのか否かの確認

様式１により、正当な理由の有無について確認を行います。

④ 正当な理由に該当する場合

市に書類を提出

〇様式１

〇様式２

〇様式３（該当事業所のみ）

〇正当な理由を証明する補足説明資料（該当事業所のみ）

市で正当な理由について審査後判定結果を事業所へ通知

⑤ 正当な理由に該当しない場合

市に書類を提出

〇様式１

〇様式２

市から減算期間を事業所へ通知